

一定の病気等に係る運転者対策



1 一定の病気

一定の病気とは

- ・ 統合失調症
- ・ てんかん
- ・ 再発性の失神
- ・ 無自覚性の低血糖
- ・ そううつ病
- ・ 重度の眠気症状を呈する睡眠障害



をいい、これらの一定の病気に

- ・ 認知症
- ・ 自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈する病気
- ・ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒

を加えたものを「一定の病気等」といいます。

運転免許取得の可否や運転免許の行政処分は、病気の症状や程度によって個別に判断することになります。

2 運転免許の取得・更新時の質問票の交付・提出義務

公安委員会は、運転免許の取得・更新をしようとする方に対して、一定の病気等に該当するか判断するための質問票を交付することができ、これを交付された方は、質問票に答えて公安委員会に提出しなければなりません。

虚偽の記載・報告をした場合には、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金の対象になります。

3 医師による任意の診察結果の届出制度

医師は、一定に病気等に該当する方を診断し、その方が運転免許を持っていると知ったときは、その診察結果を公安委員会に届け出ることができます。

4 運転免許の処分

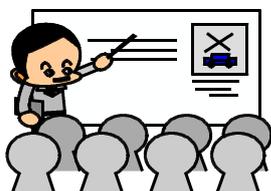
公安委員会は、一定の病気等にかかっていると疑われる方の運転免許を、1年間の欠格期間を指定して取り消し又は6か月を超えない範囲内で期間を定めて停止することができます。

5 運転免許の再取得に係る試験の一部免除

一定の病気等に該当することを理由に免許を取り消された場合、取消してから3年以内であれば、再取得時の運転免許試験（学科試験及び技能試験）が免除されます。

6 取消処分者講習に関する規定

取消処分を受けることなく運転免許が失効した方が、運転免許試験を受けようとする場合には、1年以内に取消処分者講習を受講していなければなりません。



不明な点は、運転免許センター行政処分係
018-863-1111（内線735-263、266～268）又は
018-824-0660までお問合せください。

